

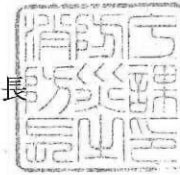
府政防第1610号  
消防災第170号  
平成29年12月22日

各都道府県消防防災主管部長 殿

内閣府 政策統括官（防災担当）付  
参事官（災害緊急事態対処担当）



消防庁 国民保護・防災部防災課長



「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」について

平素より、防災施策にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府では、平成29年12月21日に開催された中央防災会議幹事会にて、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（以下「応對方針」という。）」を決定しました。

「応對方針」は、大規模地震・津波災害が発生した際に各機関がとるべき行動内容を定めたもので、政府が実施する災害応急対策活動と防災関係機関の役割を示しています。今回の「応對方針」を定めるにあたっては、発災後1カ月を対象とした災害応急対策のタイムラインの明確化や、海外からの支援受入れに係る手続きの明確化を行っております。

なお、今回の「応對方針」の決定にあわせて、東南海・南海地震応急対策活動要領（平成15年12月中央防災会議決定）、首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月中央防災会議決定）及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震応急対策活動要領（平成19年6月中央防災会議決定）は廃止しました。

貴職におかれましては、「応對方針」も参考として、引き続き、大規模地震・津波災害発災時の防災対応に万全を期していただくようお願いいたします。

<本件連絡先>

内閣府 政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）付  
参事官補佐 長岡 秀彦 主査付 下堂蘭 雄三  
TEL：03-3502-6047、FAX：03-3503-5690  
消防庁国民保護・防災部防災課  
震災対策専門官 陰山 暁介 係長 木村 義寛  
TEL：03-5253-7525、FAX：03-5253-7535